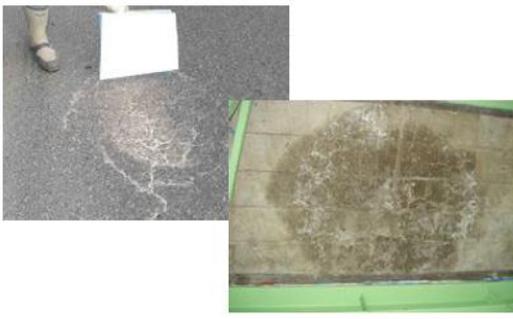


<p>コンクリート部材の損傷</p>	<p>⑤床版ひびわれ</p>	<p>1 / 4</p>
<p>判定区分 II</p>	<p>構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。 (予防保全段階)</p>	
	<p>例</p> <p>顕著な漏水はないものの、床版全体に広く格子状のひびわれが発達している場合</p>	
	<p>例</p> <p>ひびわれは比較的少ないものの、明らかな貫通ひび割れ（漏水、石灰分の析出）がある場合</p>	
	<p>例</p> <p>床版内部への雨水の侵入が顕著に生じており、放置すると急速に劣化が進むと見込まれる場合</p>	
	<p>例</p> <p>ひびわれは比較的少ないものの、明らかな貫通ひび割れ（漏水、石灰分の析出）がある場合</p>	
<p>備考</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■床版に貫通ひびわれが生じている場合、放置すると急速に劣化が進行する可能性が高い。また雨水の侵入は床版の劣化を著しく促進する。</li> <li>■うきや剥離があると、コンクリート片が落下する危険性がある。</li> </ul>	

コンクリート部材の損傷	⑤床版ひびわれ	2 / 4
-------------	---------	-------

判定区分 Ⅲ	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。 (早期措置段階)	
	例	漏水を伴う密に発達した格子状のひびわれが生じている場合 あるいは、床版下面に広く湿ったひびわれ集中箇所がある場合
	例	漏水を伴う密に発達した格子状のひびわれが生じている場合 あるいは、床版下面に広く湿ったひびわれ集中箇所がある場合
	例	床版内部に雨水が侵入し、広く鉄筋の腐食が進んでいる場合
	例	間詰め部に顕著なひびわれが生じている場合 (間詰め部が脱落することがある)
備考	■床版に広くひび割れが発達したり、雨水の侵入により鉄筋の腐食が進むと広範囲に床版コンクリートが脱落したり、輪荷重によって抜け落ちを生じることがある。	

コンクリート部材の損傷	⑤床版ひびわれ	3 / 4
-------------	---------	-------

判定区分 IV	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。 (緊急措置段階)
	例 床版コンクリートがある範囲で一体性を失っている場合。 (輪荷重などの作用で、容易に抜け落ちる状態)
	例 顕著な漏水を伴うひびわれがあり、床版下面に明らかなうきや剥離が生じている場合
	例 顕著な漏水を伴う格子状のひびわれが密に発達している場合
	例 床版下面の一部で石灰分の析出した白いひびわれの発達と浸潤による変色が広がっている場合。 (直上の舗装に陥没やセメント分の噴出痕が見られる場合には、床版上面が土砂化している可能性が高い)
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>■床版内部に広く雨水の侵入がある場合、床版コンクリートの劣化により突然の抜け落ち事故に至ることがある。</li> <li>■舗装の陥没やセメント分の噴出痕が見られる場合、床版が上面から土砂化するなど著しく劣化している事があり、判断が困難な場合は、詳細調査を行う必要がある。</li> </ul>

コンクリート部材の損傷	⑤床版ひびわれ	4 / 4
-------------	---------	-------

<p>詳細調査が必要な事例</p>		
	<p>例</p> <p>不規則なひびわれが発達したり、全面に顕著な変色が拡がっている場合                  (アルカリ骨材反応の併発など複合的な劣化が生じていることがある)</p>	
	<p>例</p> <p>床版下面に顕著な浮き・剥離・鉄筋露出が見られる場合                  (床版内部で劣化が進行している事がある)</p>	
	<p>例</p> <p>床版の一部で、特異な変色や漏水が見られる場合</p>	
	<p>例</p> <p>舗装面に特徴的なひびわれや、白色の変色が見られる場合。                  (舗装下の床版が著しく損傷していることがある)</p>	
<p>備考</p> <p>■塩害やアルカリ骨材反応が深刻化すると補修補強が困難となり、更新せざるをえなくなることがある塩害やアルカリ骨材反応の疑いがある場合は、詳細調査として、専門家による調査を行い状態の確認とそれらを踏まえた維持管理計画の検討が必要である。</p>		

その他	⑥支承の機能障害	1 / 4
判定区分 II	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。 (予防保全段階)	
	例 支承の塗装が劣化し、台座コンクリートの剥離が生じている。放置すると劣化が進行し、補修による支承機能の維持が困難となることが見込まれる場合	
	例 支承本体に腐食が見られ、支承機能が低下しており、放置するとさらに機能が急速に失われていくと考えられる場合。	
	例 支承部の防食機能が著しく低下し、全体に腐食が進行しつつある場合。放置すると急速に機能回復が困難な状態になると見込まれる場合。	
	例 腐食が進行しつつあり、ボルトにも緩みが生じている。放置すると腐食のさらなる進行や地震や温度の作用などにより着実に性能が低下することが見込まれる場合。	
備考		

その他	⑥ 支承の機能障害	2 / 4
判定区分 III	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。 (早期措置段階)	
	<p>例</p> <p>支承本体全体が著しく腐食しており、板厚減少も進行している場合。</p> <p>このまま腐食が進行すると、耐力の低下により、桁の脱落等の重大な災害に至る可能性が考えられる。</p>	
	<p>例</p> <p>支承や取り付け部の主げた等に板厚減少を伴う著しい腐食が進行している場合。</p>	
	<p>例</p> <p>支承の取り付けボルトが破断しており、支持機能が低下している場合。</p> <p>地震などの大きな外力に対して所要の機能が満足できないと考えられる場合。</p>	
	<p>例</p> <p>ゴム支承本体に顕著な亀裂が生じている場合。</p> <p>地震などの大きな外力に対して所要の機能が満足できないと考えられる場合</p>	
<p>備考</p> <p>■ 支承本体や取り付け部に顕著な損傷があると、通常交通荷重に対しては機能しても、大規模な地震の作用などに対して所要の機能が発揮されないことで、深刻な被害を生じることがある。</p>		

その他	⑥支承の機能障害	3 / 4
判定区分 IV	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。 (緊急措置段階)	
	例 ローラー支承のローラーが脱落するなど、支承の荷重支持機能が失われている場合。  (大きな路面段差や桁の脱落等で危険な状態になる可能性がある)	
	例 台座モルタルの破損により、支承の荷重支持能力が大きく低下していると認められる場合  (大きな路面段差や桁の脱落等で危険な状態になる可能性がある)	
	例 支承部および取り付け部の桁や下部工本体が大きく損傷している場合  (支承の機能が喪失しており、落橋に至る可能性がある)	
	例 支承および主桁の取付け部で、著しい断面欠損を生じている場合  重交通の影響や中小の地震によっても桁端部が崩壊する可能性がある。	
備考		

その他	⑥支承の機能障害	4 / 4
<p>詳細調査が必要な事例</p>		
	<p>例</p> <p>支承および桁端部に遊間の異常が認められ、原因の究明が必要と考えられる場合。</p>	
	<p>例</p> <p>支承近傍にも腐食が広がっており、亀裂の併発が疑われる場合。</p>	
	<p>例</p> <p>地震後の異常な残留変位により、支承本体の損傷が疑われる場合。</p>	
	<p>例</p> <p>支承取付部の損傷が支承機能に影響を与えている可能性があり、耐荷力の評価が必要な場合。</p>	
<p>備考</p>		